

令和5年海津市議会第4回定例会

◎議事日程(第3号)

令和5年12月6日(水曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

◎出席議員(15名)

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	伊藤誠君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	橋本武夫君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	大橋隆幸君
総務部参事 未来創生マネージャー	柴澤亮君	総務部参事 情報化統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君
市民環境部長	近藤三喜夫君	健康福祉部長	近藤康成君

産業経済部長併 農業委員会 事務局局長	安立文浩君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君
建設水道部長	中村勝豊君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	丹羽雅也君
教育委員会 事務局局長	後藤政樹君	消防長	伊藤求君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤聡君	総務部 企画財政課長	山崎賢二君
健康福祉部 社会福祉課長	高橋智宏君	健康福祉部 高齢介護課長	三宅正美君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	佐野正美	議会事務局 議会総務課長兼 議会総務係長 議会調査係長	中島浩子
議会事務局 議会総務課主任	片野征臣		

◎開議宣告

○議長（橋本武夫君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において8番 伊藤久恵君、9番 浅井まゆみ君を指名します。

◎一般質問

○議長（橋本武夫君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。

なお、質問者は質問席において行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いいたします。再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

◇ 二ノ宮 一 貴 君

○議長（橋本武夫君） 初めに、7番 二ノ宮一貴君の質問を許可します。

二ノ宮一貴君。

[7番 二ノ宮一貴君 質問席へ]

○7番（二ノ宮一貴君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

私の質問は2点です。

1点目、南濃グラウンド・ゴルフ場について、質問相手は市長、教育長です。

2点目、小・中学校における不登校・いじめ対策について、質問相手は教育長です。

では、1つ目の質問から始めます。

1点目、南濃グラウンド・ゴルフ場について。

南濃グラウンド・ゴルフ場は、令和2年11月に新たに8ホール×1コースが増設され、8ホール×2コース、全16ホールとなりました。それにより日本グラウンド・ゴルフ協会の認

定コースに認定され、同協会のホームページにも掲載されています。

ただ、これまではコロナ禍だったこともあり、積極的なPRや大会開催などが難しかったと思いますが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけも5類感染症へ移行されましたので、今後は市民はもちろん、市外の方々にも積極的にPRし、健康増進や憩いの場、交流の場として利用していただきたく、そのための取組をしていただきたいと思います。

そこでお尋ねいたします。

1つ目、南濃グラウンド・ゴルフ場の年間利用者数の推移を教えてください。また、年間利用者全体における市内・市外の割合、年間会員券の発券枚数も併せて教えてください。

2つ目、令和3年度から販売されている南濃グラウンド・ゴルフ温泉セット券の販売枚数を教えてください。また、このセット券については、市ホームページなどに掲載がなく周知が不十分だと感じますし、本年10月からは南濃温泉水晶の湯の指定管理者は、海津温泉宙舟の湯と同じケービックス株式会社となりましたので、今後は両温泉との連携や温泉ホームページでの周知もお願いいただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

3つ目、現在南濃グラウンド・ゴルフ場で開催されている大会は、海津市グラウンド・ゴルフ協会主催の大会のみとお聞きしていますが、日本グラウンド・ゴルフ協会の認定コースにもなりましたので、今後は市外の方々も参加できるような大会の開催、県協会などの公式大会の誘致なども検討いただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） おはようございます。

二ノ宮一貴議員の南濃グラウンド・ゴルフ場についての御質問にお答えをいたします。この質問につきましては、全て私から答弁をいたします。

適度な運動により生活習慣病を予防・改善することは、健康寿命を延ばす上で重要であり、芝や土の上を歩くことで足腰が鍛えられるグラウンド・ゴルフは、運動能力の維持・向上にうってつけの軽スポーツであると考えております。また、人とのコミュニケーションの機会が増えるなど、心身の健康にとってもよい生涯スポーツであると認識しております。グラウンド・ゴルフをプレーされる市民の皆様には、明るい笑顔と歓声に包まれながら、大いに楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

1点目の利用者数につきましては、令和2年度が2,630人、令和3年度が2,744人、令和4年度が2,163人、令和5年度は10月末時点で878人となっております。令和2年11月にコースを増設いたしました。コロナ禍の影響もあり、利用者数はおおむね横ばいで推移しており

ます。

次に、利用者に占める市内・市外の割合につきましては、令和4年度において、市内の方が85%、市外の方が15%の割合となっております。また、年間会員券の発券枚数は、令和2年度が118枚、令和3年度が100枚、令和4年度が76枚、令和5年度は10月末時点で48枚であります。

2点目の水晶の湯と南濃グラウンド・ゴルフ場のセット券につきましては、令和3年度から発売を開始しており、令和3年度が15枚、令和4年度が63枚、令和5年度は10月末時点で45枚となっております。

なお、このセット券の発売について、市のホームページや市報に掲載して周知を図るとともに、グラウンド・ゴルフ場へのポスター掲示、高齢者団体への案内など行ってまいります。

また、水晶の湯の指定管理者と連携して、グラウンド・ゴルフ場と合わせた利用促進に取り組むほか、水晶の湯のホームページにグラウンド・ゴルフ場の紹介動画を掲載して周知を図ってまいります。

3点目の大会の開催につきまして、グラウンド・ゴルフ場が位置する月見の森エリアには、濃尾平野の美しい眺望が楽しめる水晶の湯だけでなく、季節の野菜や果物の直売所が人気の道の駅月見の里南濃、また来春にはオートキャンプエリアの増設を予定する羽根谷だんだん公園キャンプ場など、幅広い世代に魅力あるスポットが集まっております。このエリアの魅力を知らいただき、多くの方に訪れていただくため、市のホームページのほかSNSなどを活用したプロモーションにより認知度を高め、交流人口の拡大を図ってまいります。

その中で、グラウンド・ゴルフの大会につきましても、市及び県のグラウンド・ゴルフ協会などの競技団体と協議し、施設の実情に合った形での開催に取り組んでまいります。

以上、二ノ宮一貴議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 答弁ありがとうございました。

教育委員会の案件でしたけれども、市長がお答えいただきまして、ありがとうございました。

南濃グラウンド・ゴルフ場ですが、紹介いたしましたとおり、日本グラウンド・ゴルフ協会の認定コースになりました。ちなみに岐阜県は7コースが指定されているわけですが、海津市はその位置からしても一番南というところで、三重県と愛知県からも誘客が期待できるのではないかと考えております。

ちなみに愛知県は認定コースが3つ、犬山市、一宮市、西尾市で、三重県が鳥羽市1つで

す。今の場所も考えると、愛知県と三重県のこの海津市に近いほうは認定コースがないんです。ですので、そういった意味でも、コロナ禍が明けたこの時期に一度南濃グラウンド・ゴルフ場を取り上げさせていただきまして、何かこの交流人口の増加、もちろん市内の方の健康増進も、それが一番だとは思いますが、交流人口の増加につなげられないかというところで取り上げさせていただいております。

では、答弁いただきましたが、再質問のほうに移らせていただきます。

先ほど答弁のほうで年間会員券の発券枚数を教えていただきましたけれども、コロナ禍もあったかもしれませんが、年々減少傾向にあるように思います。ちなみに市にはグラウンド・ゴルフ協会がありますので、その会員数を教えていただきたいと思いますが、どのようになっていますか。

○議長（橋本武夫君） 教育委員会事務局長 後藤政樹君。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） 協会の会員数につきまして、お答えいたします。

令和2年度におきましては、協会の会員数は276人でございます。令和3年度が261人、令和4年度が246人、令和5年度は246人という数字となっております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 協会の会員数も少しずつではありますけれども減少傾向というところで、海津市は高齢化率だけではないですけれども35%を超えるところで、これから高齢者の方、健康な方も増えるかと思っておりますので、こういったちょっと減少に今傾向があるのはあまりよろしくない状態なのかなと思っておりますけれども、その辺り、担当課としてはどのようにお考えですか。

○議長（橋本武夫君） 教育委員会事務局長 後藤政樹君。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えいたします。

グラウンド・ゴルフは高齢者の健康保持、促進にとってもよいスポーツであると思っております。高齢者の方が集まる会合におきまして、グラウンド・ゴルフの魅力を伝えていきまして、利用者を増やしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 市長の答弁でもありましたけれども、なかなか健康増進とか健康寿命を延ばすといって歩きましょうとか、運動しましょうと言われてもなかなかやれないんですけれども、皆さんも、僕もそうなんですけど、自分の趣味は言われなくても勝手にやるというようなところもありますので、またグラウンド・ゴルフもそういった皆様にとってはちょうど適度な運動になる、また土や芝の上を歩くというところで、プレーをしながら歩く距

離も延びるということで、大変いいスポーツではないのかなあと考えております。けがの心配等もほとんどありませんので、ぜひ今答弁いただいたように周知のほうをしていただいて、会員数、それから年間会員券ですね、大変お得ですので進めていただきたいと思いますと考えております。

では、次の再質問に移りますが、温泉とのセット券は令和3年度から販売されております。いいのか悪いのか分かりませんが、本年10月から指定管理者も宙舟の湯と水晶の湯が一緒になりましたので、今後連携していろいろなキャンペーンを行っていただきたいと思いますと考えておりますけれども、先ほどセット券の販売枚数を教えていただきましたが、こちらについても市内・市外の割合が分かれば教えていただきたいと思いますのですが、どうですか。

○議長（橋本武夫君） 教育委員会事務局長 後藤政樹君。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） 市内・市外の割合につきましてお答えいたします。

令和3年度は市内が30%、市外が70%、令和4年度におきましては市内10%、市外90%、令和5年度10月末ではございますけれども、市内10%、市外90%という割合となっております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） こちらにおいても当然といえば当然かもしれませんが、市外の方の利用が多いというところですか。

ただ、令和4年度が一番多くても、まだ63枚という発券枚数にとどまっております。今後、このようにまだまだ周知をこれから、市のホームページは更新されておりました。確認しました、ありがとうございます。これからいろいろところでPRしていただけたらと思いますけれども、やはり水晶の湯との一番近い月見の森エリアを活用していただくためには、温泉とのコラボのイベントとか、利用促進のキャンペーンとか、そういったものをやったりやっていく必要があると思いますが、何か具体的なアイデアがありましたら教えていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 産業経済部長 安立文浩君。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（安立文浩君） お答えをいたします。

先ほどの答弁でもありましたけど、セット券の購入者の9割が市外の方ということでございます。市外からお越しの方が、例えば休日にグラウンド・ゴルフ場と水晶の湯を利用されますと通常1,420円かかりますが、セット券を購入していただきますと900円で両施設御利用いただけますので、水晶の湯から見ますとグラウンド・ゴルフの後、230円で水晶の湯で汗を流していただけるということになります。大変お値打ちなセット券でございますので、グラウンド・ゴルフ愛好者の方々に広く知っていただくために、先ほど市長の答弁にもありま

したように、水晶の湯による利用促進キャンペーンの実施を検討していきたいと考えております。

具体的には、例えば健康増進をキーワードに、キャンペーン期間中にセット券を購入して水晶の湯にお越しいただいた方には名入りタオルのプレゼントとか、館内で使用できる割引券の配付などができないか、今後、指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

月の森エリア内の施設が連携して、さらに多くの方にお越しいただけるよう、引き続きPRに取り組んでまいりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

今幾つか、これから協議していく内容等々お示しいただきましたけれども、温泉と聞くとやっぱり風呂の日とかいろいろありますけれども、そこに重ねていただくのもいいかもしれませんが、またそれとずらした形でやっていただくと、その利用するきっかけとか、そういう日が増えると思いますし、また違った利用客の開拓にもつながるかと思うので、十分指定管理者と検討していただきまして、イベント、それからキャンペーンを開催していただきたいなあと考えております。

それから、こちらのグラウンド・ゴルフ場ですけれども、温泉の施設との兼ね合いとして、温泉オープンしたてはやっぱりちょっとお客さんが多いと聞いておりますので、オープン時間からちょっとずれると思うんです。グラウンド・ゴルフをプレーしてからお昼ぐらいに温泉を利用されると思いますので、またそのちょっと集客の空いたときにそこを使っただくということは施設のいいのかなあとと思いますので、御検討よろしく願いいたします。

それから、3つ目の大会の開催ですけれども、現在、市グラウンド・ゴルフ協会では、市のグラウンド・ゴルフ協会の会員さんを対象とした大会等々開催していただいておりますので、やはり今後は、認定コースでもありますので、市外の方も使っただきまして、この温泉施設、それから水晶の湯、それから道の駅、キャンプ場、それ以外にも海津市にはいろんなところがありますので、ぜひ寄っていただきたいと思っておりますが、こういった市外の利用者を呼び込むための大会の開催の方法とか周知の仕方など、ほかの自治体では既に大会を行っているところもあります。ぜひ参考に行っていただきたいと思っておりますけれども、現在どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 教育委員会事務局長 後藤政樹君。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えいたします。

本市におきましても、他の自治体を参考にグラウンド・ゴルフ場周辺施設の紹介ですとか、グラウンド・ゴルフ大会の日程などを市のホームページで御紹介できればと思っております。

また、先ほどの水晶の湯とのイベントを通じまして、市外の方にグラウンド・ゴルフ場に来ていただけるように周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

このグラウンド・ゴルフ場を造るときに、前市長にはなりますけれども、よく関ヶ原のグラウンド・ゴルフ場を引き合いにされていました。

この質問をする前にも、関ヶ原町のほうにちょっと担当者に聞いてみたんですけども、やはり大会を開催すると、もちろん町外の方のほうが多いですというところで海津市からも御利用いただいていますというような声も聞きました。もちろん滋賀県や愛知県からも来ていますということです。そういった方々は、いろんなゴルフ場を大会ごとに回られるそうです。ですので、そういった中に海津市の南濃グラウンド・ゴルフ場の大会も入っていけるような形にすることで、また集客にもつながるのかなあと思います。南濃グラウンド・ゴルフ場自体は収益を上げるような施設とは思いませんけれども、そこ以外の施設でまた楽しんでいただけるような、そんな仕組みづくりを今後もお願いしたいと思います。

南濃グラウンド・ゴルフ場についての質問はこれで終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

では、2点目の質問に移ります。

小・中学校における不登校・いじめ対策についてです。

令和5年3月に文部科学省により取りまとめられた誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプランでは、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指し、1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える、2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する、3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとされています。

また、令和5年10月に文部科学省から、「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」が公表され、さらに「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」が取りまとめられました。

今回の調査において、令和4年度の国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童・生徒数が約29万9,000件（過去最高）、うち学校内外で相談を受けていない児童・生徒数が約11万4,000人（過去最高）、うち90日以上欠席している児童・生徒数が約5万9,000人（過去最高）、小・中・高、特別支援学校におけるいじめの認知件数が約68万2,000件（過去最高）、うち重大事態の発生件数が923件（過去最高）等の結果が明らかになりました。

また、不登校・いじめ緊急対策パッケージにおいて、1. 不登校緊急対策、COCOLOプランを前倒しし、①不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、②心の小さなSOSの早期発見、③情報発信の強化、2. いじめ緊急対策、①いじめの早期発見の強化、②国による分析の強化、個別自治体への指導助言・体制づくり、3. 学校における組織的対応を支える取組が示されています。どれも大変重要な対策であり、取り組んでいかななくてはならないと思いますが、私が特にお願いしたいのは、3の学校における組織的対応を支える取組についてです。

地方公共団体等において取り組まれないことの中として、不登校対策については学びの多様化学校の設置促進やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援等、令和5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策の継続実施及び学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制の緊急的な整備を進めること。また、いじめ対策については、学校いじめ対策組織にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進することとあります。

専門的な視点で児童・生徒に対応していくことは、早期発見、早期対応が可能となり、重大事態の回避においても大変効果的だと考えます。

さらに、現在の小・中学校においては、先生方の働き方改革を推進しているにもかかわらず、コロナ禍において加速された1人1台端末を活用した授業への対応や不登校・いじめ、困難を抱える児童・生徒への対応など、先生方への負担は減るどころか増えているように思います。

こうした状況の改善のためにも、外部専門家を加えることで組織的に対応することにより、先生方の負担軽減や本来やるべき業務に携わる時間を確保しやすくなるのではないかと思いますし、結果的にはそのことで児童・生徒のためにもなります。これからも子どもたちが安心して学べる環境を整え、健やかに成長していただくために、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこでお尋ねします。

1つ目、本市の小・中学校における不登校児童・生徒数、いじめの認知件数を教えてください。

2つ目、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家との連携も含め、現在どのように不登校・いじめ対策に取り組んでいるか教えてください。

3つ目、不登校にならない、いじめを起こさない環境づくりも含め、今後の不登校・いじめ対策の計画を教えてください。また、令和6年4月には海津小学校が開校します。新しい

校舎、環境で学校生活をスタートしますので、不安な気持ちや戸惑いを感じる児童も多いはずですが、状況によっては専門家の派遣など、必要に応じて早めに対応いただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 教育長の答弁を求めます。

教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） おはようございます。

二ノ宮一貴議員の小・中学校における不登校・いじめ対策についての御質問にお答えします。

1点目の不登校児童・生徒数、いじめの認知件数の現状につきましては、平成30年度から令和4年度までの過去5年間における児童・生徒1,000人当たりの数値を見ますと、30日以上欠席日数のある不登校児童・生徒数は20.8人から25.8人へと増加傾向にあります。また、いじめの認知件数は333.4人から93.4人へと減少傾向にあります。

2点目の現在の不登校・いじめへの対策と3点目の今後の対策につきましては、1つ目の不登校の児童・生徒について、新たな不登校児童・生徒を生まないようにするために、全ての児童・生徒が学校を魅力ある場所と感じ、自己有用感を感じられるよう、授業づくり、集団づくりに努めています。そのような中においても、様々な理由から不登校になった児童・生徒に対しては、学びを保障するために多様な学びの場の整備に努めています。具体的には、児童・生徒の居場所づくりとして、各学校の相談室、市のフレンドリールームの設置並びに民間のフリースクール等との連携を行っております。

また、児童・生徒が自分の進路を主体的に考えられるよう、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、社会福祉課等の関係機関を交えたケース会議を設け、児童・生徒一人ひとりの状況に応じて対応をしています。

そして、令和6年度に大江小学校校舎を活用して開設いたします教育支援センターにおいて、児童・生徒の居場所づくりや相談、保護者の相談、教職員の研修を充実させ、一人ひとりに合った支援に取り組んでまいります。

2つ目のいじめについて。

教職員は日常の児童・生徒の様子を観察や児童・生徒との雑談から児童・生徒の変調を発見したり、定期的なアンケート調査や児童・生徒一人ひとりとの個別面談を実施したりして、いじめの早期発見に努めております。ささいな兆候であっても見逃さず、複数の教職員で情報を共有し、早期対応に当たっております。

また、市教育委員会においては、いじめの早期解決に向け、情報把握や積極的な学校訪問

を行っております。そして、市教育委員会のいじめ防止基本方針の下、市と学校が連携を図りつつ迅速かつ組織的に対応しており、さらに必要に応じて関係機関と連携して対応しております。

例えば、SNSに関するいじめにおいては、警察との連携を行い、拡散防止と早期解決を図っております。そのほかスクールソーシャルワーカー、子ども相談センター、社会福祉課等との連携を行い、被害者、加害者への二次被害の防止にも努めております。

次に、いじめの未然防止につきまして、いじめはどの子ども被害者にも加害者にもなり得るという認識を全ての教職員が共通理解し、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むことを大切にしております。そのために、全ての教育活動を通して人権同和教育を充実させ、児童・生徒が他人の気持ちを自分自身のことのように感じながら理解できる、そんな教育に努めております。

さらに本市においては、児童・生徒同士の対話を通じた学びの中で、他を理解し、協働して課題を解決できる児童・生徒を育て、全ての子どもが子どもたちから認められ、満たされているという実感が持てるよう、児童・生徒主体の協働的な学びへと授業改革を進めておるところでございます。

3点目の海津小学校の開校に向けての対応につきまして、現在、5校の児童が定期的に交流会を実施し、新しい人間関係づくりの第一歩を踏み出しております。また、開校に向け、小学校5校の関係職員が児童について丁寧に情報共有を行っており、それを踏まえた学級編成につなげてまいります。5校の教職員につきましては、可能な限り複数名を海津小学校へ配置できるよう人事の検討を行うとともに、県との協議を進めております。開校後においても児童についての情報共有を継続し、児童に寄り添った対応をしてまいります。

さらに、海津小学校開校初年度においては、優先的にスクールカウンセラーを配置し、どんなささいなことでも児童、保護者が相談でき、安心して通える学校づくりに取り組んでまいります。

さて先日、5年生交流会において、開校します海津小学校の校歌が披露されました。5校の児童は、校歌に込められた思いに喜びを感じ、新たな生活への期待にわくわくしながら歌っている様子でした。まさに歌詞にあるように、この仲間と手を取り合って共に夢や希望に向かって歩み出そうとする決意を感じました。

開校に向けて児童は不安があるかと思えます。しかし、児童はそれ以上に新しい仲間との生活に大きな期待を抱いております。児童の活躍と光あふれる未来を精いっぱい支えてまいります。

以上、二ノ宮一貴議員への御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[7番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 答弁ありがとうございました。

先ほど御紹介しました調査では、令和4年度の数値が過去最高というところが多々ありまして、やはり今だけではないですけれども、近年の取り組むべき一番の課題なのではないのかなあと思っております。

では、再質問に移らせていただきます。

先ほど答弁にもありましたが、不登校児童・生徒数は増加傾向、いじめの認知件数は減少傾向とありますが、この要因はどう捉えておるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） まず不登校の増加につきましては、コロナの長期化に伴う生活様式の変化が大きく影響していると、そんなふうに考えています。コミュニケーションや体験の機会が減っておりますし、あるいは家庭にお父さんやお母さんがいらっしゃるといようなちょっとゆとりのない家庭環境にもなっておったりして、いろんな形で子どもたちが不安定になっていると、そういうことかなあというふうに思っております。

また、2017年に施行されました教育機会確保法が周知されてきているということ、その中身は、様々な理由で精神的につらいときは休むことが必要である、それを認められたことも影響しているのかなあと、そんなふう思っております。

いじめの減少につきましては、コロナで授業や行事、それから部活動、いろんな制限がかかって、子ども同士が対面でやり取りする接触機会が減ったということが一番の大きな要因かなあと、そんなふう思っております。

[7番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

不登校も、それからいじめも今積極的にカウントしましょうというところで、早期発見、早期対応を心がけているというところで、件数が増えるというのは仕方がない部分かなあとも思いますけれども、そういった要因も含めながら今後も対応していただきたいと思います。今取り組んでいる体制についてお聞きしますけれども、スクールカウンセラーについては、昨日の一般質問での答弁もありましたけれども、県から派遣されている方が4名見えまして、各中学校区に配置されているということです。ただ、年間35週のカリキュラムと考えますと、その派遣の回数からいうと週に1回とか、多くても2回というようなところだと思います。こういう状況を考えますと、海津市において単独というのは難しいかもしれませんけれども、常駐のカウンセラーの設置も検討する必要があるのではないかと思います。

けれども、どのように考えておみえですか。

○議長（橋本武夫君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 相談したいタイミングで、子どもたちはもちろん保護者や教職員のほうも専門家の方からカウンセリングを受けられるというのは、心のケアの面から非常に果たす役割は大きいなあと、そんなふうに思っております。

しかしながら、学校に常駐するということになりますと、自分の学校の職員とみなされることになります。スクールカウンセラーは、評価を行う教員とは異なる第三者的存在と、いわゆる外部性というのが求められています。当面、スクールカウンセラーについては、カウンセリングのニーズに応じた時間数の確保について県に働きかけてまいりたいなあと、そんなふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 今おっしゃられたとおりに外部性は大事だと思います。

外部専門家と言われるところですので、当然そういった立場になろうかと思えますけれども、各学校と言わずに海津市でお一人とかそういった形、あるいはスクールロイヤーと言われる法律面でアドバイスをいただける、そういった方の採用も含めて、市のほうで検討いただけたらいいのかなあと思っていますので、ぜひ今後の検討課題としてお願いいたします。

先ほど授業づくりの中で、これから今協働的な学びへの授業改革を進めていると御紹介がありました。時間もありませんけれども、もう少しその改革を進めているようなところを分かりやすくちょっと端的に説明いただければいいかなあと思っていますけれども、どうでしょう。

○議長（橋本武夫君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 協働的な学びといいますのは、これまでの教師が中心に行う一斉学習というんですか、受け身の学習といいますか、そういうものから学習者中心の探求的な学習、子どもが自分で課題を見つけて、必要な情報を集めて整理や分析して、そこから気づいたことや考えをまとめていく、発表していくと、そういう学習でございます。この中で子どもたちが協働して解決に向かっていくという、一人ひとりのよさを発揮しながら対話を通して多様な考え方を組み合わせながら学んでいくと、そういう学習でございます。

今年度、海津市では東京大学の佐藤学教授をお招きして、この協働的な学びの一つである「学びの共同体」という、そのお話を全市内全教職員で聞きまして、各学校における協働的な学びの在り方について研修を行ったところでございます。今後、それぞれの学校で、そういった一斉学習からの転換を図ってまいりたいなと、そんなふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴君。

○7番（二ノ宮一貴君） 学びの転換とか、そういうのは難しいかと思えますけれども、ぜひこれから生き抜く子どもたちを育てていくという観点で、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

それから、よく学校が魅力ある場所としてこれからもいけるようにということがありますけれども、教育長が思う魅力ある学校とはどういう学校かというところをお示しいただきたいのですが、どうでしょう。

○議長（橋本武夫君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） いじめ・不登校、新しい新規の数を生まないというのが本当に大事なことかなあと思っております。そのためには魅力ある学校をどうつくるかと、こういうことかなあと。子どもたちにとっても、教職員にとっても、家庭にとっても、地域にとっても魅力のある学校と、そんなふうにしたいものだなあと思っております。

3つ考えておるんですが、まずは海津市のよさを十分に味わってほしいなあと、そんなふうに思っています。地域と共にある学校づくりを進めたいなあとというふうに思います。地域社会とのつながりは地域の方、いわゆる共に生活している人たちとの絆を育て、子どもたちの成長に豊かさですとか、たくましさを生み出してくれるのではないかなあとというふうに思います。

2つ目に、私、海津市の子どもたちは、非常に実直で粘り強さがある子どもたちが多いなあとというふうに感じております。派手さはないんですが、私は本当に当たり前に頑張れる子どもがみんなから認められて応援される学校にしたいなあと、そんなふうに思っております。

最後は、子どもたちが学級づくりや学校づくりの主役で、子どもたちが自分らしく生き生きと成長できる学校、そんな学校が魅力ある学校ではないかなあとというふうに思っております。

○議長（橋本武夫君） 40分を超えましたので、これで二ノ宮一貴君の質問を終わります。

◇ 小 粥 努 君

○議長（橋本武夫君） 続きまして、4番 小粥努君の質問を許可します。

小粥努君。

〔4番 小粥努君 質問席へ〕

○4番（小粥 努君） では、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従い、質問を進めさせていただきます。

私の質問は2点、1点目、今後の福祉と包括支援体制への取組について、質問相手は市長。2点目、市民活動支援センターについて、質問相手は市長。よろしくお願いたします。

では、1点目、今後の福祉と包括支援体制への取組について質問します。

現在、高齢化が進む中、10月に総務省が公表した人口推計によりますと、65歳以上の高齢者は、総人口に占める割合が29.1%で、過去最高を更新し世界トップで、そのうち80歳以上は10.1%と初めて10%を超えたそうです。高齢者世帯や単身で暮らす人も多く、生活サポートの充実が課題だとも述べられています。

また、2022年の国民生活基礎調査によると、高齢者世帯のうち一人暮らしの方が3割を超えており、買物や身の回りの支援、または身寄りのない方なども多く、施設への入所時の身元保証やお亡くなりになったときの葬儀や遺品処理なども問題となっているそうです。福祉問題も多様化しており、今後ますます重層的な取組や包括的な支援の構築が課題と言われております。

当市においても高齢化率も高く、また高齢者世帯や独居世帯も増えています。御高齢の方と話をしても、多くの方ができるだけ住み慣れた土地や自分の家で暮らすことを望んでいます。しかしながら、核家族化や周りとのつながりの希薄化など、今後の不安の声をよくお聞きします。そのため、高齢者や障がい者への生活支援サービスなども今後ますます重要になると考えます。

当然、市政においても高齢介護課や地域包括支援センター、社会福祉課など、また社会福祉協議会などがそれぞれ頑張っていており、このたび2023年度から2027年度の海津市地域福祉計画も策定され、また以前は市と社会福祉協議会が別々で作成していたのを、今回は連携して1つにまとめられ、重層的な支援がなされるものと期待しています。

誰もが年を取っても住み慣れた土地や住まいで安心して暮らせるまちづくりの政策を進めていただけることを期待して、2点お伺いいたします。

1つ、地域福祉の問題や課題も多様化する中、海津市地域福祉計画も策定されましたが、地域福祉への課題の認識と今後の取組について市長のお考えをお聞かせください。

2つ、来年度の組織編成において、福祉総合支援室を新たに設ける予定との説明をお聞きしましたが、その役割と取組について市長のお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 小粥努君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 小粥努議員の福祉課題の解決に向けた包括的支援についての御質問にお答えをいたします。

近年の少子高齢化の急速な進行や価値観、ライフスタイルなどの変化によりまして、市民の抱える悩みや困り事は複雑化しており、解決の難しい福祉課題が増加しております。

そのような状況を踏まえ、本年3月に策定をいたしました海津市地域福祉推進計画では、

担い手不足や福祉課題の解決に向けた5つの取組の柱を掲げ、地域福祉の増進に取り組んでいるところであります。

その1つ目の多機関協働体制の構築では、8050問題のような複数の分野にまたがる複雑化・複合化した案件について、市に新たに配置した相談支援包括化推進員が支援の方向性を定めるとともに、地域包括支援センターやくらしサポートセンターなどの支援機関が担う役割を明確にした上で、相互に連携して支援を行っております。今後も支援機関が一つのチームとなり、困難な事案を抱える市民への包括的な支援に取り組んでまいります。

2つ目の地域でのつながりづくりでは、海津市社会福祉協議会に新たに配置した地域福祉コーディネーターが福祉・防災・教育などの各分野で活動する様々な活動主体の橋渡し役となり、世代や属性を超えた交流・参加・学びの機会を提供しております。こうした取組によって、先月には、平田町今尾地区で高齢者と園児が触れ合う集いが開催され、世代を超えた交流が図られたところであります。また、平田町幡長地区、南濃町志津新田地区では高齢者サロンが立ち上がり、新たな居場所、交流の場となっております。今後も地域における様々な交流を生み出すことで、世代や分野を超えた地域や人や人とのつながりづくりを推進してまいります。

3つ目の地域福祉の担い手の育成では、市社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座やボランティアリーダー研修会、児童・生徒を対象としたボランティアスクールなどを開催し、地域福祉の担い手づくりに取り組んでおります。特に高齢福祉の分野では、日常生活における困り事に対する支援や見守りなどの担い手を養成する生活支援活動担い手養成講座を毎年開催しており、令和5年度は20名の市民に受講していただいたところであります。今後も各種講座や研修会の充実を図り、ボランティアのスキルアップ支援や活動の核となるリーダーの育成に取り組んでまいります。

4つ目の相談・支援体制の充実では、介護、障がい、子ども、生活困窮など、全ての分野の相談支援機関が困り事の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、専門分野の支援機関と連携して対応することで、切れ目や隙間のない支援を行っております。また、各分野の相談支援員が分野を超えた幅広い知識を習得するため、県主催の福祉全般に関する研修を毎年受講しております。

さらに、来年度、社会福祉課内に設置する福祉総合支援室に幅広い知識と豊富な経験を有する福祉専門職を配置して、分野を横断した複合課題などへの対応を強化するとともに、孤立しない社会の形成に向けた取組を進めてまいります。

具体的には、地域で孤立する方に対し、福祉専門職が出向いて支援を届けるアウトリーチと地域活動への参画を促す参加支援に取り組んでまいります。アウトリーチの取組では、長期のひきこもりやセルフネグレクトなどの複雑で複合的な生活課題を抱えながらも必要な支

援が届いていない方に対して、地域住民や関係者と連携し、本人に寄り添いながらつながり続ける支援を行ってまいります。参加支援の取組では、アウトリーチによって信頼関係を構築できたひきこもりの方などが、社会に触れる機会を持つことのできるよう、市民活動の場などにつなぐ支援を行ってまいります。

また、近年、認知症高齢者や精神障がい者などの十分な判断能力を有していない方が増加しており、権利擁護体制の充実が求められております。このため、成年後見制度の利用促進に向けた取組を行う成年後見支援センターをこの福祉総合支援室に設け、制度の普及・啓発とともに相談支援などを行ってまいります。

5つ目の移動支援では、移送サービスを提供する地区社会福祉協議会やNPO法人などに対し、事業が安定的かつ持続的に実施されるよう、市社会福祉協議会と共に事業運営に関する相談支援を行っております。特に今年度は、高齢者等移動支援補助事業を創設したところであり、今後もこうした取組を通じて移動に困難を抱える方の支援につなげてまいります。

以上、小粥努議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） 御丁寧な説明ありがとうございました。

次年度から新しく福祉総合支援室が設置され、福祉専門職の方が配置されるということで、福祉全般の核となり、今後も市民の方々の様々な複合的な問題に対して、ワンストップでスムーズに対応していただけると私も期待しております。

以前に、愛西市の権利擁護支援センターの相談員の方と御縁があり、お話をさせていただきました。その方は海南病院を退職後、弥富市や愛西市で高齢者や障がいの生活支援サービスの運営や権利擁護支援センターの立ち上げ等に尽力をされており、病院に勤務しておられるときに生活支援や権利擁護が今後ますます重要と感じて、御自身のスキルや経験を生かして活動されてみえるそうです。

権利擁護支援センターでは、成年後見制度や日常生活自立支援事業の啓発や相談窓口、また成年後見制度の利用についての助言や書類作成の手伝いなどが行われているそうです。私も今後、当市においても需要が増えてくると感じております。

また、老人ホームの運営をされている方にお話を伺ったときに、認知症の方も多く、契約を交わす際や契約の後にちょっとしたトラブルになったり、話が進まないケースも増えており、難しくなっていると伺いました。

そこで、答弁にもありました権利擁護体制の充実を図るため、成年後見支援センターを福祉総合支援室に設けるとありましたが、成年後見支援センターではどのようなことを支援さ

れていかれるのか、また日常生活自立支援事業はどのようなことがされているのか、御説明をお願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 社会福祉課長 高橋智宏君。

○健康福祉部社会福祉課長（高橋智宏君） お答えします。

御質問の成年後見支援センターの支援につきましては、成年後見制度は、認知症や障がいなどの理由によりまして判断能力が十分でない方に対しまして、法的に権限を与えられました成年後見人などが本人に代わって不動産や預貯金の財産管理、また福祉施設の入所手続、契約などを行って、本人の生活を支援する制度でございます。

成年後見支援センターにおきましては、電話や窓口などで相談に応じるとともに、家庭裁判所や弁護士など関係機関と連携を図りながら、成年後見制度の利用に関する手続の支援をしております。

また、日常生活自立支援事業につきましては、市社会福祉協議会が行っている事業でございます。先ほど御説明しました成年後見の一步手前の段階で、金銭管理などに不安のある方が御利用いただけます。

具体的な支援につきましては、本人の通帳をお預かりしまして税金などの支払い手続や、また福祉サービスなどを利用するための必要な一連の援助などを行っております。利用に関しましては、専門員が自宅を訪問しまして、希望に沿った支援計画を作成して支援を行っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） ありがとうございます。

なかなか福祉というのは、いろんな専門用語というのがすごく難しく、この権利擁護であったり、日常生活自立支援事業というのをなかなか皆さんどういふものかというのは分からない方、知らない方が多いと思います。そういったこともありますので、また周知などについてもお願いしたいと思っておりますし、誰もがやはり年を取っていきますが、安心して年を取ることができる、安心して長く自分の家に住むことができるように取組のほうをよろしくお願いいたします。

次に、高齢者の生活支援サービスについてですが、世帯での核家族化が進み、高齢者世帯や独居世帯が増えている中、住み慣れた土地や家で暮らしたいと多くの方が思っていますが、その一方で、地域コミュニティの希薄化などにより生活支援サービスの需要もますます増えていくと思われそうですが、地区社協等で進んでいる地域もあれば、事務局的な問題やマッチング、また有償ボランティアで行う場合の金銭管理などの問題で進んでいない地区もあります。

弥富市ささえあいセンターでは、市民同士が支え合い助け合う組織を目指すということで、市が直営で行っており、その理由としては、少額の有償ボランティアでも金銭の管理があり、また福祉専門職のコーディネーターが利用者に支援が必要かどうかの判断をしたり、サービスがボランティアの範囲内かどうかの判断をして受付や支援サポーターへの依頼をされているそうです。そうして市内全域の方が平等で、同じ条件でサービスが適切に受けられるそうです。

私も、海津市に住む皆さんが同じようにサービスを受けられるようになっていくとよいと思いますが、当市においての生活支援サービスがどのように進んでいるのか御説明ください。また、生活支援サービスが行われていない地区については、今後どのように対応していくのか、2点よろしく願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 高齡介護課長 三宅正美君。

○健康福祉部高齡介護課長（三宅正美君） お答えします。

現在、本市には地区社会福祉協議会が10地区あり、4つの地区社協でごみ出しや草刈りなどの生活支援サービスを提供し、移動支援サービスにつきましては3つの地区社協で行っています。また、住民参加型在宅福祉サービスとして、NPO法人まごの手クラブが家事援助や外出援助サービスを提供しております。

生活支援サービスが行われていない地区へのサポートにつきましては、生活支援コーディネーターが中心となり地域の困り事を把握し、さらなる生活支援体制づくりに努めるとともに、生活支援の担い手となる方々の活動についても支援してまいります。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） ありがとうございます。

生活支援コーディネーターの方が中心となり、今生活支援サービスが行われていない地域については支援していただけるとのことですが、市長の答弁にもありましたが、社協で生活支援活動担い手養成講座が行われており、今年も9月に吉里のほうでありましたが、私もちよっと参加させていただきました。

五、六年前にも、当地域のほうで養成講座があったときに参加させていただいたのですが、うちの地域でも活動がないままで、今年もう一度、もうちよっと認識を深めようと思い参加させていただいたのですが、結構やはり最初の頃受けられた方でも、実際にそういうところに関わっていない方、また活動ができていない方というのも結構多く見えます。そういった方などちよっと連携して活用したりしてもよいのではないかなあとも思います。

海津市に住むやはり高齢者の方々が、どの地域に住んでいても同じように生活支援サービスが受けられ、住み慣れた土地や住まいに安心して暮らし続けられることができるような包

括的な支援が構築されることを期待しておりますということで、1点目の質問を終わらせていただきます。

では、次に2点目、市民活動支援センターについて。

近年では、人口減少問題をはじめとする様々な社会問題が多様化する中、持続可能なまちづくりという言葉をよく耳にしますが、市民の誰もが住み続けられる地域・社会を目指して、市と市民が連携・協力してまちづくりに取り組んでいくことが重要です。そのためには、ボランティアをはじめとする市民活動団体やNPO等の活性化がまちの活性化にもつながるのではないかと考えます。

また、令和元年に海津市自治基本条例が理念条例として策定され、市民自治・市民主体のまちづくりを図っていくために市と市民が協力し合う市民協働がうたわれており、行政が市民活動の推進をサポートしていくことが必要なのではないかと考えます。

本市にも、多くのボランティア団体がありますが、高齢化や後継者不足などの悩みを抱えている団体も少なくありません。また、一方で、「何か地域のために活動をしたいけど、どうしたらいいのかわからない」という方も見えます。

今年4月に知り合いの26歳の男性の方から、「社会人となり地域の方の役に立てることがしたい」と相談を受け、社会福祉協議会のボランティアセンターを紹介しました。その後、8月に障がい者施設での食事支援として昼食の提供をさせていただき、利用者の方もすごく喜んでおられました。活動メンバーの中には、20代、30代の若い方が、市外の名古屋や一宮などからも見えて行われました。その方たちが終わった後で、「こういった機会を与えていただいた社協さんや海津市に感謝します、また何かできることがあれば海津のために頑張ります」と言ってみえました。このような社会貢献活動が行政との距離を縮め、活動を行う方の活力を増大させ、生き生きとした暮らしが送れるようになることによって、まちの活性化につながるのではないかと期待しております。

他市町においても、多くの市町に市民活動支援センターがあり、NPOや市民活動団体の拠点となり情報交換や交流会がなされており、活動の相談や団体の立ち上げやマッチング等の窓口にもなっているようです。私も、大垣のまちづくり市民活動支援センターとは御縁があり、ワークショップのお手伝いや人材育成研修会などにも参加させていただいたことがあります。

そこでお尋ねします。今後の持続可能なまちづくりに取り組んでいく上で、市民活動支援センターの役割は非常に重要かと思いますが、その役割や取組についてのお考えをお聞かせください。

○議長（橋本武夫君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 小粥努議員の市民活動支援センターについての御質問にお答えをいたします。

少子高齢化や人口減少の急速な進行をはじめとする社会環境の変化によって、市民の行政ニーズはますます多様化・複雑化しており、公共サービスを提供する行政だけでは対応が難しい事例が増えております。

日本総合研究所の推計によると、2045年に現行水準の行政サービスを維持するためには、全国で地方公務員は約84万人必要とされております。しかしながら、人口減少により約65万人しか確保できないと見込まれており、充足率は78%まで低下するとされております。さらに自治体の規模別では、大都市の充足率は83%、一般市は75%、町村では65%と推計されております。小規模な自治体ほど人手不足は深刻であり、特に過疎地域では、行政機能の維持が困難となるほどの人手不足が懸念されております。

議員御承知のとおり、令和2年の国勢調査の結果を受け、平田町地域は「過疎地域」の指定を受けたところであり、次回の令和7年の国勢調査では、市全域の「過疎地域」の指定は避けられないものと見込んでおります。

このように、他の自治体より人口減少が進んでいる本市においては、将来的に十分な職員数を確保できず、深刻なマンパワー不足に陥るのではないかとの強い危機感を抱いております。そのため、市民の力を得てまちづくりを進める市民との協働によるまちづくりが不可欠となると考えているところであります。

その実現に向けた具体的な取組を示す（仮称）海津市市民協働推進計画を策定するため、「協働のまちづくり委員会」を立ち上げ、10月に第1回の会合を開催したところであります。この計画に基づく取組を進めるに当たり、中核的な役割を果たすのが市民活動支援センターであります。

議員仰せのとおり、本市では、防災活動や子育て支援活動、高齢者の見守り活動など、市民団体が様々な地域活動を展開しております。市民活動支援センターを設置することにより、市民がまちづくりに参画するきっかけが生まれ、地域課題に対して自発的に取り組む市民意識の醸成につながるものと考えております。さらに、様々な地域で活躍する市民活動団体がつながることで団体間のネットワークが構築され、地域活動の幅が広がり、活動の活性化につながるものと期待しております。

この市民活動支援センターは、3つの割合を担う市民活動の拠点としてまいります。

1つ目の役割といたしましては、市民や市民活動団体等が必要とする様々な情報を発信してまいります。具体的には、地域活動を展開するそれぞれの団体の概要や活動内容などに関する情報を市報や市のホームページ、SNS等の多様な媒体を活用して提供してまいります。

また、活動に対する国・県・市や公共的団体の補助金や助成金に関する情報を提供するとともに、受給に必要な手続をサポートしてまいります。

2つ目と役割として、地域活動への参加を希望する市民と市民活動団体とをマッチングして、市民が地域活動に参加するきっかけをつくるとともに、市民や団体が交流できる場所や機会を提供し、それぞれの活動を支援してまいります。

3つ目の役割として、市民活動の担い手となる人材の育成に向けたセミナーや研修会などを開催し、活動に必要なノウハウの取得を支援するとともに、市民活動への参加意識の醸成を図ってまいります。また、市民活動団体の立ち上げやNPO法人の設立などの支援を行うことで、地域の課題解決につなげてまいります。

現在、市内における市民活動団体の設置状況の把握を進めており、今後、アンケート調査やヒアリング調査を実施する予定であります。

その調査を通じて、市民活動団体が抱える課題を把握するとともに、その解決に向けて市民活動支援センターが担うべき機能や役割について、協働のまちづくり委員会の御意見を踏まえて検討を進め、令和7年度の開設を目指してまいります。

以上、小粥努議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） 前向きな答弁といたしますか、ありがとうございます。

いよいよ開設に向けて動き出されたということで、大いに期待しております。

また、現在地域で活動されている方々が団体、個人を問わずつながれる場所となり、海津や地域のために何かできることがあればやりたいという方が増え、市民が行政とつながり、協力しながらまちづくりが行われるような機運が高まっていくことを期待しております。

私も、社協のボランティアで様々なボランティア活動をされている方々とよくお話をする機会があり、皆さんがそれぞれに生き生きとやりがいを持ってされてみえます。また、皆さんが言われるのが、活動を通していろいろな人と知り合えるのが楽しいとか、市の担当者の方などと一緒にできると市や地域に貢献できている実感が湧き、やりがいを感じるなどの声もお聞きします。

しかしながら、市民活動と一口に言っても、市長の答弁にもあったように、防災活動から子育ての支援活動、福祉活動等、多分野にわたる活動があり、それぞれに団体や活動の中で課題や問題を抱えているとお話もお聞きします。また、成果等も見えにくく、長い目で見ていく必要がある場合も多くあります。

そのようなことから、しっかりとした準備を行いながら、令和7年度の開設に向けて進

めていただきたいと思いますが、答弁にもありました協働のまちづくり委員会が立ち上げられましたが、以前の「海津市まちづくり委員会」との違いについて御説明をお願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 以前の海津市まちづくり委員会につきましては、平成19年に策定いたしました海津市総合開発計画の将来像であります「協働が生み出す魅力あふれるまち海津」の実現を目指し、市民参画によるまちづくりを推進するため、同年に本委員会を立ち上げたものでございます。

委員会では、平成19年度から平成26年度までの間、住民基本条例策定分科会を含める7つの分科会におきまして、各テーマに基づく調査、検討が行われ、市長へそれぞれの提案書が提出されたものであります。現在の協働のまちづくり委員会におきましては、令和元年9月に策定いたしました海津市自治基本条例に掲げた基本原則の実現を目指しまして、市民参画によるまちづくりを推進するため、以前の海津市まちづくり委員会設置要綱の全部を改正し、新たに立ち上げたものでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） ありがとうございます。

御丁寧な説明ありがとうございます。市民と市が互いに協力し合い、新しいまちづくりが醸成していくことを期待しております。

2つ目ですが、そこでアンケートやヒアリングを行うとのことですが、委員会だけで検討していくのではなく、現在活動している方々に集まっていただき意見交換会などを行い、いろいろな意見を聞いていただき進めていただけるとよいかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 議員仰せのとおり、市民や市民活動団体などの様々な方にお集まりをいただきまして、ワークショップを開催する予定をしております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） 今、海津や地域で頑張っている活動してみえる多くの方々に参画していただき、みんなでつくられるようなものになるとよいかと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、今後の開設に向けての進め方についてですが、多くの市町で市民活動支援センターがありますが、しっかりと活動されているところばかりではありません。海津市独自のもの

として進めていただけるとよいかと思いますが、やはりいろいろな事例等を知っているアドバイザー的な方もいると進めやすいと思いますが、今のところどのように進めていかれる予定なのか、イメージ的なものでもあれば御説明をお願いいたします。

○議長（橋本武夫君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） まずはセンターが担うべき機能や取組につきまして、協働のまちづくり委員会の委員の皆さんや先進地での御活躍をされてみえる中間支援組織の方などからもアドバイスをいただきながら、センターとしての機能を検討し、市民活動団体の活動が充実し、発展していくことができるよう進めてまいりたいと思います。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） ありがとうございます。

市民活動支援センターが開設され、社会貢献活動をされている人同士がつながり合い、行政と市民の距離が身近なものとなり、まちの活性化や持続可能なまちづくりが構築されていくことを期待しております。ぜひともよろしくをお願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本武夫君） これで小粥努君の質問を終わります。

では、ここで10時35分まで休憩といたします。

(午前10時19分)

○議長（橋本武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時34分)

◇ 北 村 富 男 君

○議長（橋本武夫君） 3番 北村富男君の質問を許可します。

北村富男君。

[3番 北村富男君 質問席へ]

○3番（北村富男君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って質問いたします。

要旨1. 空き家対策と空き家の利活用について、質問相手は市長です。

質問内容。全国的に少子高齢化や人口減少の進行、社会経済の情勢変化等により、居住や使用がなされていない建築物、いわゆる空き家が年々増加しています。管理が不十分な空き家は老朽化による倒壊のおそれに加え、防災・防犯・衛生などの点で周辺地域に及ぼす影響

が大きく、今後予想されるさらなる空き家増加に向けて有効な対策が求められています。

市民の方からも、「子どもたちも戻ってこないし、この先管理していけるのか心配」「遠くに住んでいる子どもに相続の負担をかけたくない」「解体費用が高いのでどうしたらいいのか分からない」「相続権利者が多く複雑」「どこに相談したらいいのか」など、不安の声が多く聞かれます。

本市においては、平成27年5月に全面施行された空家等対策特別措置法に基づき、空き家の適正管理を進めるための計画を平成30年3月に策定され、本年3月には第2期海津市空家等対策計画を新たに策定され、市民の生活環境の保全、空き家等の利活用を促進していただいているところです。

これまでは相続登記が義務づけられていなかったために、相続後も登記変更されずに所有者不明となった不動産が増えてしまいました。今後は、法改正により令和6年4月から相続登記が義務化されます。また、空き家の適切な管理を強化するため、平成27年に施行された空家等対策特別措置法が自治体の声が反映され、ブラッシュアップされた形で令和5年6月に改正されました。

この改正のポイントとして、1. 重点エリアを定め、現行法では難しかった空き家の活用拡大、2. 官民連携により空き家事業に関わる担当者の人手不足・知見不足の解消、3. 管理不全空き家の新設、早期介入により特定空家への未然防止、4. 特定空家への措置を円滑化、緊急時の障壁除去が上げられます。

今後はこの規定に基づき、自治体による行政指導が行われていくことになります。そして、行政指導に応じていただけない場合は、固定資産税の優遇措置、いわゆる6分の1減免を解除し、適正管理や有効活用を促そうとするものであります。所有者からすると大変厳しい法律の改正となるため、特に高齢者世帯やその家族に対しての周知を積極的に行わなければなりません。

空き家等に対する課題につきましては、相続が円滑に行われないことや高齢者の施設への入所、また所有者に管理や活用の意向があっても相談先が分からないなどの理由により放置されることを抑止する必要があります。家を誰が相続するのか、売するのか貸すのか、それとも解体するのかなど、所有者とその家族で事前に話し合っておくことが重要であり、どんな選択肢があるのかを知ることも空き家を放置しないための方法であると思います。このことから、相談窓口などで情報提供を積極的に行う必要があると考え、所有者だけでなく、市、関係行政機関、市民団体、民間事業者や専門家が情報を連携し、効率的に空き家対策に取り組むことのできる仕組みづくりの構築が重要だと考えます。

そこで4点質問いたします。

1. 今後の課題として空き家を増やさないこと、また空き家の利活用が重要だと考えます。

そこで、海津市空家等対策計画によるこれまでの取組と成果、問題点、また併せて第2期海津市空家等対策計画との違い、新たな取組について教えてください。

2. 本市の特定空家の認定数、またどのような段階を経て認定されるのか。これまでに寄せられた空き家に対する苦情、相談等の件数、内容についても教えてください。

3. 第2期海津市空家等対策計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、継続して適正な進行管理を行うとともに、各種施策実施による効果や社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを図るものと示されています。空家等対策特別措置法の一部改正、相続登記の義務化を踏まえ、本計画の見直しを含め、今後どのように展開を図っていくのか教えてください。

4. 海津市後期基本計画、海津イレブン重点施策4の基本方針の中に、住宅ニーズの受け皿として空き家の利活用に努めますとあります。また、施策の方向として、空家等対策の推進に関する特別措置法により海津市空家等対策協議会を開催し、具体的措置に関することや利活用の方法について協議を行うとありますが、協議会はいつ開催され、どのような措置、利活用方法を協議されたのか、市として今後の空き家の利活用についての方針や計画など、どのように考えているのかお示してください。よろしく申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 北村富男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 北村富男議員の空き家対策についての御質問にお答えをいたします。

本市の空き家対策につきましては、平成29年3月に海津市空家等対策計画を策定し、利活用の促進、危険空き家の除去、相談体制の充実の3点を柱として実施しております。

具体的には、空き家バンクの運用、特定空家に対する指導、岐阜県住宅供給公社と連携した空き家相談会の開催などにより、空き家の解消に取り組んでおります。これらの取組により、平成29年3月時点で488件あった空き家について、現在までに136件の解消につながったところであります。一方で、新たに124件の空き家が発生しており、さらなる取組が必要と考えております。

さらに今後、団塊の世代の所有する持家が相次いで相続される時期を迎えることから、全国的に空き家の増加が見込まれております。このような状況を踏まえ、令和5年3月に第2期空家等対策計画を策定し、新たに空き家購入者への支援、空き家の住宅以外の用途への活用、老朽化の著しい空き家の解体補助を盛り込んだところであります。

次に、空き家に関する苦情・相談件数につきましては、今年度65件となっております。その内容といたしましては、「草木が繁茂し隣地や道路にはみ出している」「小動物のすみかとなっている」「老朽化により建材が飛散し、落下するおそれがある」など多岐にわたって

おります。

このような空き家問題の解決に向け、海津市空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画の実施や見直しに関する協議を年2回行っております。この協議会は、地域住民の代表者と学識経験者で構成されており、警察署や法務局の職員をアドバイザーとして招き、多面的な御意見をいただきながら、市の今後の施策について協議を行っております。

次に、特定空家の認定につきましては、周辺住民に危険を及ぼす可能性のある空き家を、現地調査等を行った上で空家等対策協議会の御意見を踏まえて決定しており、これまでに3件を認定しております。なお、このうちの1件につきましては、所有者に特定空家等除却補助金の活用を働きかけ、解体につながったところであります。今後も、特定空家の所有者に対し法律に基づく指導・勧告を行い、早期の解体を促してまいります。

今後の空き家対策につきましては、未然防止、利活用の促進、解体の促進の3つを柱に新たな取組を進めてまいります。

1つ目の未然防止につきましては、市が発行する終活ノートに持家についての項目を設け、終活の一環として、家の終活についても事前に考えていただくきっかけづくりを行ってまいります。また、新たな空き家の発生の未然防止をテーマとしたセミナーを開催するなど、空き家の増加抑制に向けた啓発を行ってまいります。

2つ目の利活用の促進につきましては、空き家物件を改修し有効活用する個人や事業者に対し、改修費用の一部を補助する制度を来年度創設することとし、関連予算を来年度当初予算に盛り込んでまいります。

3つ目の解体の促進につきましては、現在の特定空家を対象とした補助制度に加え、老朽化により活用の見込みのない空き家の解体費用の助成制度を新たに設けたいと考えており、同じく関連予算を来年度当初予算に盛り込んでまいります。

なお、今年6月に改正されました空家等対策特別措置法を踏まえた今後の対応につきましては、新たに国や県から示されるガイドラインを踏まえ、本市の空家等対策計画の見直しを図ってまいります。

以上、北村富男議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

やはり今後、空き家が増加していくことを予測され、対策を一段と進める必要があるという認識で新たな計画を策定されたことが分かりました。新たな取組もされるということで期待しております。

それでは、幾つか質問させていただきます。

海津市空家等対策協議会についてですが、市のホームページにて令和3年度まで会議録を拝見いたしました。先ほどの答弁で年2回行われていると答弁いただきましたが、令和4年度、令和5年度は掲載されておられません。いつ開催されたのか、どのような意見、方針等の会議の内容を教えてください。

○議長（橋本武夫君） 建設水道部長 中村勝豊君。

○建設水道部長（中村勝豊君） お答えいたします。

会議録につきまして、令和4年度分につきましては、このほどホームページのほうに掲載いたしました。また、令和5年度分につきましては、今精査しておりますので、追って掲載させていただきますのでよろしくお願いいたします。

その中で、令和4年度は9月27日と3月27日の2回、海津市空家等対策協議会を開催いたしました。内容としましては、2つの会議で共通する事項としまして、1つ目、空き家の現状棟数について、2つ目、特定空家の状況について、3つ目、空き家バンクの状況について議題とし、御報告をさせていただきました。そのほか9月27日の会議におきましては、空き家対策の具体対策について、空き家管理の方法、活用方法について御説明をさせていただきました。また、3月27日の協議会では、第2期空家等対策計画（案）の見直しにつきまして御審議を賜り、御承認をいただきまして、この計画を策定しました。

令和5年度につきましては、10月5日に開催いたしまして、報告事項といたしまして、空き家等の現状棟数、空き家バンクの現状について、3つ目、空き家対策の取組内容について御説明をいたしました。協議事項としまして、特定空家に2件の認定をお諮りし、承認をいただきました。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

確認なんですけど、令和5年10月に行われた協議会の中では、空家等対策特別措置法の一部改正や相続登記の義務化についての協議はあったのでしょうか。

○議長（橋本武夫君） 建設水道部長 中村勝豊君。

○建設水道部長（中村勝豊君） お答えします。

法の改正につきましても御説明しております。先ほど市長の答弁にあったように、今後、国・県からの指針やマニュアルに基づいて具体的な対策をするというふうに御説明をさせていただきました。

また、相続登記におきましても、アドバイザーとしまして法務局より職員さんが参加していただいております。そちらのほうから御説明を賜り、市としましても今後、市報等で掲

載していくと、啓発していくということを御説明いたしました。

[3番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

今後の方針など重要かと思い、確認させていただきました。この協議会がさらに発展され、より市民の声に寄り添い、問題解決に向けたものとなるよう引き続きお願いいたします。

続きまして、空き家対策、新たな空き家の未然防止について質問いたします。

終活ノートやセミナーを通して意識啓発を行うとされましたが、特に高齢者の方への法改正、相続登記の義務化については早急に周知を行う必要があると思われまます。そこで、今後老人会の行事や地域サロン等で高齢者の方への出前講座など、直接啓発を行うお考えはございますか。

○議長（橋本武夫君） 建設水道部長 中村勝豊君。

○建設水道部長（中村勝豊君） お答えいたします。

今後、年々空き家が増加するということが想定されるわけですが、市としても厳しい状況として捉えております。その取組の一つに、所有される住宅の今後につきまして、御家族で住宅の取扱いや相続について事前に話し合っただくことが空き家の未然防止になると考えております。

今後、高齢者の方や住宅等所有の方に対しましては、老人会行事やら地域サロン、集会などにも職員が赴きまして、住宅の管理についてどのような選択肢があるのか、市の施策など啓発していくことも必要と思料しております。今後は、その内容について調査・研究してまいりますのでよろしくお願いいたします。

[3番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

出前講座など直接啓発は行われないうことですが、今後全ての所有者がいずれ考えなければならない問題であります。この法改正のタイミングで御家族の話し合いをしてもらうために、例えば固定資産税の納税通知書に情報を掲載したチラシを一度同封することで、より多くの方に考えていただくきっかけとなるのではないかと思います。併せて検討していただきたいと思ひます。

次に、利活用の促進について、空き家物件を改修し有効活用する場合、費用の一部を補助する制度を計画されているということですが、その要件、用途に関して教えてください。

○議長（橋本武夫君） 建設水道部長 中村勝豊君。

○建設水道部長（中村勝豊君） お答えいたします。

まず費用のほうにつきましては2つほど考えておきまして、解体促進につきまして、以前の市の計画におきましてから特定空家等の除却、その除却の費用の補助金としまして、特定空家に認定された物件を対象とした補助制度をつくっておきまして、解体費用の3分の1に相当する額、限度額は50万円としております。

また、来年度から新たに創設を検討中の補助制度につきまして、長年放置され老朽化し活用する見込みがない空き家に対し、解体費用の一部を助成する制度を計画しておきまして、制度の詳細につきましては、現在制度設計中であり、細かな部分を今後検討してまいります。また、この制度は解体に迷われている空き家等の所有者の方が解体着手をする後押しとなる狙いもあり、解体後の土地の流通にも期待しておるところでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ちょっと答弁が、解体促進の今お話でしたか。

○議長（橋本武夫君） 建設水道部長 中村勝豊君。

○建設水道部長（中村勝豊君） ただいま御説明させていただきましたのは、市の助成制度における解体の部分を御説明させていただきました。

○議長（橋本武夫君） 北村議員の質問は、利活用の部分での創設の部分の質問だったので、その部分についての答弁をお願いします。

建設水道部長 中村勝豊君。

○建設水道部長（中村勝豊君） 失礼いたしました。

空き家物件に対する利活用につきまして、市内の空き家を利活用していくための補助金のほうも今考えておるわけございまして、改修工事の一部を補助するもので、対象となるものは個人の所有でも事業者でも、所有する空き家物件であれば補助対象として予定しておきまして、住宅の用途以外にも利活用できるような制度設計を現在検討中でございます。失礼いたしました。

[3番議員挙手]

○議長（橋本武夫君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

空き家の利用を考えている方の後押しになる制度になるのではないかと思います。

通告書の中でも申しましたが、改正法のポイントの重点エリアを定め、現行法では難しかった空き家の活用拡大につながるのではないかと思います。

次に、解体促進の補助制度について説明をいただきたいんですが、今少しいただいたんですけど、もう一度お願いします。

○議長（橋本武夫君） 建設水道部長 中村勝豊君。

○建設水道部長（中村勝豊君） 大変失礼いたしました。

今ちょっと詳細と申しますか、解体に関する補助制度につきましての市の考え方について御説明を再度させていただきます。

来年度から新たに検討を、今解体について、補助の制度の創設のほうも検討しております。長年放置され、老朽化した活用する見込みがない空き家につきまして、解体費用の一部を助成する制度でございます。制度の詳細につきましては、現在制度設計中ございまして、細かな部分につきましては今後検討をしております。また、この解体に伴いまして土地の流通にも期待しておるところございまして、また所有される方たちについても、この着手について後押しできればなという狙いもございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

危険な空き家が増える前に、リノベーションによる再利用や中古市場への流通を促すことが大変重要だと思います。利活用、解体促進についての計画、関連予算を来年度当初予算に盛り込まれたということで、空き家対策のさらなる推進につながるものと期待いたします。

いずれの取組も相談窓口をしっかりと整備しなければ、その後の対応が進みません。相談から解決方法までつなげるため、必要な情報提供も重要な課題であります。

本市においては、平成31年空き家バンク制度を創設され、所有者と空き家を買いたい、借りたいという希望のマッチングにも取り組まれております。

しかし、空き家バンクの登録もなかなか増えていないのが現状です。その理由として、自治体の支援を知らない、他人に貸すのは抵抗感がある、相続登記がされていないなどが上げられます。個々の事情を抱える所有者に適切な対応を促すことや遠方の所有者に対しての周知を行うことなど、現状の職員数や予算では大変難しく、自治体のみでの対応には限界があるのではないのでしょうか。

そこで、全国60以上の自治体と連携し、空き家所有者の支援と問題解決に向けて取り組まれている事業所があるので、少し紹介させていただきます。

ある自治体の事例であります。その自治体が行政代執行の指名業者から見積りを取ったところ、683万円でした。その事業者の一括見積りを使った結果、300万円台までに金額が下がり、結果的に行政が代執行するのではなく、持ち主の親族によって解体されたという事例がありました。その事業者が株式会社クラッソーネという会社です。様々な異業種の事業者と連携し、解体前の不用品処分から解体見積り、解体後の土地売却、活用など、利用者のニーズに合わせたサービスをワンストップで提供しているそうです。また、「すまいの終活ナビ」をはじめとしたIT企業やデータを活用して自治体の担当者の業務の効率化など、自治

体のDXの推進にも寄与しているそうです。そのほかに官民連携事業を総合的なサービスで進める事業として、空き家活用株式会社のAKIDAS自治体版なども注目されております。

市民の方からも、相談窓口をしっかりと整備してほしいとの声もいただいております。ぜひ、相談窓口の充実を図るためにも、民間業者との連携を考えてみてはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（橋本武夫君） 建設水道部長 中村勝豊君。

○建設水道部長（中村勝豊君） お答えいたします。

空き家に関する問題は多岐にわたるため、市職員の対応においては建築に関する専門知識やノウハウの面において、御相談の対応が十分でないことがございます。

議員仰せの民間事業者との連携につきましては、有効な対応と考えます。空家等対策の推進に関する特別措置法改正におきまして、空き家の利用拡大の中で、市区町村長はNPO法人などを空家等管理活用支援法人として指定することができることとなりました。この制度の活用により、指定した法人にて空き家の利活用や解体に関する総合的な対応が可能となり、住宅所有者への情報提供の内容の向上や相談窓口が分からない方たちへの御案内など、市としましても空き家に対し、積極的で有効な対策が可能になると思料しますので、先進事例も踏まえまして、今後体制づくりの調査・研究をしてみたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

ぜひ検討していただきたいと思います。

市の職員の方にも様々な取組をしていただいております。大変感謝しております。しかし、その先を見据えたとき、さらに専門性の高い知識が問われます。そして、相談者から所有者の意思決定、問題解決までワンストップで行うためにも官民連携は必要だと私は考えます。

また、空家等対策特別措置法の改正法が今年13日に施行されることが決まっております。国・県からのガイドラインが示され次第、早急に計画の見直しをお願いいたします。

この質問の最後になりますが、本年度策定されました海津市マスタープランは大変素晴らしいものであります。その中の都市の将来像として、「水と緑と人がきらめく 輪でつながるまち 海津」と示されています。空き家対策は、このまちづくりに向けた一歩だと考えます。ぜひ引き続きよろしく申し上げます。

1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問に入ります。

要旨2. 公の施設の減免基準について、質問相手は市長、教育長です。

住民福祉の増進のため、住民ニーズや地域の特性等を考慮し、生活の向上や健康の増進などを目的とした様々な公の施設を設置し、管理運営されています。

公の施設の維持管理費は、施設を使用する方からの使用料と市民の方からの税金によって賄われています。

本市においては、平成27年、公の施設の受益者負担の適正化に関する基本方針が策定され、その後、使用料の一部改正等を行いながら、持続可能なサービスの提供に努めていただいております。

様々な行事が通常どおり行われるようになり、私も多くの行事に参加させていただき、地域の方々、自治会や地区社協の方々の声を聞かせていただく機会が多くなりました。

自治会の方から、「自主防災組織で行う防災訓練で、体育館、公民館の使用料が発生した。地区の避難場所に指定されている体育館や公民館で災害を想定した訓練を行うのに使用料が発生するのはおかしいのではないか」、また地区社協の方からは、「例年、平田総合福祉会館やすらぎ会館を利用して高齢者を囲む会を開催していたが、本年度よりリニューアル工事のため利用できないということで、海西公民館を使用したところ、これまで免除されていた使用料が発生した。同じ行事なのになぜなのか。やすらぎ会館が（仮称）こども未来館に変われば使用料が発生し続けるのか」という不安の声をいただきました。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えると、公の施設使用料は受益者負担の原則としていることは認識しております。しかし、本市の基本方針の免除基準には、
1. 市（行政委員会、附属機関を含む）が主催するとき、2. 市内の公共団体が行政活動の協力目的で利用するとき、3. 市長が必要と認めるときと示されています。

自主防災組織とは、自分たちの地域を自分たちで守るという自覚、地域の連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う住民組織のことです。そして、地域で行う防災訓練は、自主防災組織における活動の中心の一つです。また、地区社協とは、地域の住民同士が自分たちが住んでいる地域の生活・福祉問題や困り事を自分たち自身の問題と受け止め、関係機関や専門機関等と連携・協働しながら解決に向けて協議し、誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくりを目指す地元住民主体の活動団体のことです。

両組織とも地域の多世代が交流し、地域のつながりを深めるための活動を推進していただいている協力団体であり、共通して市の公助で賄えない事業や行事、訓練を補っていただいていると考えます。

そこで、2つの組織の活動は免除基準に当てはまると考えますが、市長、教育長の見解をお聞かせください。

○議長（橋本武夫君） 市長、教育長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 北村富男議員の公の施設の使用料の減免についての御質問にお答えをいたします。

この質問につきましては、全て私から答弁をいたします。

1点目の自主防災組織による防災訓練につきましては、これまで公の施設の使用料の免除基準に該当しないものとし、施設使用料の7割を減額することとしてまいりました。

しかしながら、議員仰せのとおり、自主防災組織の活動は避難経路の安全確認、防災資機材の備蓄などの事前防災に加え、災害時の初期消火、被災者の救助、避難所の運営など、地域防災の要となるものであります。このため防災訓練だけでなく、自主防災組織が実施する防災・減災活動について、今後速やかに施設使用料を免除することとしてまいります。

2点目の地区社会福祉協議会の活動につきまして、やすらぎ会館におきましては、総合福祉会館という施設の設置目的から高齢者団体や福祉団体等の活動について、使用料を免除してまいりました。

しかしながら、このやすらぎ会館につきましては、総合福祉会館としての用途を廃止するとともに、（仮称）こども未来館へとリニューアルし、本市における子育て支援の拠点施設として活用することとしております。

このため、やすらぎ会館において、これまで使用料を免除してまいりました高齢者団体や福祉団体等の活動につきましては、やすらぎ会館の南に隣接するSSドローンプラザにおいて、使用料を免除してまいります。

以上、北村富男議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

両組織の活動を御理解いただき、速やかに対応していただき、大変ありがたく思っております。

この質問についての再質問はございません。要望を述べさせていただきます。

前回の一般質問において、施設予約のデジタル化についてお聞きしました。令和6年度より予約システムとクレジット決済の導入に向けて取組を進めているとの答弁をいただきました。現在、システム導入に当たり様々な議論がなされていると思います。もちろん使用料減免基準、予約開始日等についても改めて見直すものもあると思います。ぜひ市民の方に分かりやすい統一した基準の検討をお願いしたいと思います。

もう一点、民生委員の方からの要望であります。毎月定例会が行われているのですが、その際の施設予約は1か月前からとなっており、委員の方への日程のお知らせが早くできないので、せめて2か月、3か月前の予約を取れるようにしてほしいとのことでした。やはり今の時代、勤められている方が多いため、早めの日程調整が必要ではないかと思えます。自治会役員にしても地区社協の役員にしても、成り手不足など運営に大変苦勞されております。

本市においても、自治会や地区社協、民生委員の協力を抜きにして協働のまちづくりは成り立たないのではないかと考えます。ぜひそういった行政サービスの補助を担う組織の行事、会議に関しては、予約スケジュールの前倒しをお願いしたいと思います。

防災訓練、高齢者を囲む会、その他にも地域のつながりを深めるための活動はたくさんあると思います。やはりそういった活動に御尽力いただいている自治会や地区社協の方々の負担を少しでも軽くし、引き続き活動を行っていただけるように市としても協力していただけるようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本武夫君） これで北村富男君の一般質問を終わります。

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（橋本武夫君） 続きまして、11番 藤田敏彦君の質問を許可します。

藤田敏彦君。

[11番 藤田敏彦君 質問席へ]

○11番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は1点、ドローンによるミカン園での農薬散布についてであります。質問相手は市長であります。

それでは、ドローンに関しては、数年前に一般質問をさせていただきました。急傾斜地のミカン園の農薬散布について質問をさせていただきます。

南濃町の特産南濃ミカン等は、年に8回消毒散布をやらなくてははいけません。今までの散布の時期は猛暑の中、秋の気温の低いときに行いますので、農家の作業としては大変つらいものがあります。

地球温暖化により、昔とは気温が全く違います。今までの散布方法は消毒機、タンクの薬の運搬、重いホースを引っ張ったり位置を変えたり、大変な作業をしておりました。私は親の苦勞をよく見てまいりました。

また、ドローンでの散布実証実験を、地元の農家の方が多数参加をして朝の7時より2回行われましたので、私も見学をいたしました。急傾斜地であっても大小2機のドローン、小型ドローンは土地の境界、建物の位置データを持ち、高いところを飛び、タンクをつけた大きな下のドローンに指示をいたします。今までの消毒には、0.2ヘクタール（2反）急傾斜

地のミカン畑を噴霧するのに2時間半から3時間かかっていた作業が10分に短縮をされました。

実証実験は主に農協にお願いをして行われました。ドローンの航空法施行規則により、高度150メートル以下または水面からの高度150メートル未満とすること、これは去年の末に決まったそうであります。

農家の方も、あと5年、10年たちますと高齢化がさらに進みます。担い手不足、後継者の育成のためにも、つらい農作業を助けるためにドローンを活用してもらいたいです。

市の農業振興対策費補助金交付要綱のスマート農業等推進対策事業を調べますと、農地中間管理機構を通じて50アール以上の畑を新規に集積する農業団体及び認定農業者の事業費でスマート機能を有し、または作業の省力化に資する作業機械に関するもの。補助率、補助額は事業費の3分の1以内、ただし補助金額は作業機械1台に当たり100万円を限度とするものです。市長の特認事業では、農業団体が自主性と創意工夫を生かして農業の合理化推進に要する事業費で市長が必要と認めたものとありますが、ドローンの購入費やドローンパイロットの資格取得の経費等は含まれておりますか。

養老山地の東側扇状地、境、松山、吉田、石津、安江、山崎、上野河戸、羽沢、奥条、駒野、庭田、戸田、徳田地区には、特産の南濃ミカンの畑があります。年々耕作放棄地が増加しております。その跡地は、太陽光パネルの施設に替わっているのが現状であります。

市長は、国道258号線から養老山地の裾野を見たことがありますか。

人口減は担い手不足となり、市にとっては大きな課題であります。この寂しい現状の耕作放棄地をミカン農園に復活させようとして、他県へ視察、研究をしている方が多数おります。また、ミカン農園を再生、復活させようと努力している若者もおります。ぜひともドローンによる農薬散布に対して助成が必要と思われませんが、市長のお考えは。よろしく申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 藤田敏彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 藤田敏彦議員のドローンによる農薬散布についての御質問にお答えをいたします。

本市の南濃地域では、ミカンや柿の果樹が作付されております。特にミカンは岐阜県で唯一の生産地であり、南濃ミカンとして広く知られております。

この大切な本市の財産であるミカン栽培を守り、未来へと受け継いでいくため、私もさきの選挙におきまして、ミカン栽培へのスマート農業の導入を公約として掲げ、その実現に取り組んでいるところであります。

しかしながら、農業を取り巻く環境は厳しく、農業者の高齢化に伴う担い手不足は深刻な課題となっております。特にミカン栽培におきましては、猛暑の中での作業となる農薬散布の負担は大きく、担い手不足の大きな要因の一つになっているところであります。

この作業負担の軽減策として、ミカンの産地として知られる愛媛県では、議員仰せのドローンを活用した農薬散布が行われており、短時間で効率よく作業が実施されております。また、ドローンで散布可能な農薬が限られていることから、農林水産省ではその拡大に取り組んでおり、積極的にドローンによる農薬散布を推奨しているところであります。

このような状況を踏まえて、本市では、農業者の高齢化や担い手不足への対策として、今年度ドローンの購入費などを補助対象としたスマート農業等推進対策事業を創設したところであります。

しかしながら、農業用ドローンの機体の購入に当たって高額な費用がかかるほか、操縦ライセンスが必要となることから、個人経営によって営まれる本市のミカン栽培に導入することは容易でない状況であります。このため、ミカン農家から事業者へドローンによる農薬散布を委託する費用に対する助成制度を創設することとし、関連予算を来年度当初予算に盛り込んでまいります。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋本武夫君） 再質問ございますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（橋本武夫君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） ありがとうございます。

今、市長の答弁において、ドローンを活用した農薬散布に対しての助成について、事業者へドローンによる農薬散布を委託する費用について助成制度を創設し、来年度の当初予算に盛り込んでいきたいとの答弁がございました。大変ありがたく思っております。ありがとうございます。

ですので、私は質問ではなく要望させていただき、一般質問を終えたいと思います。

私は、南濃地域のミカンは岐阜県で唯一の生産地でありますので、これを何とかして守っていかなければならないと感じております。今回質問させていただきました。今年は農協さんが南濃町の松山、境地域において、7月25日と8月25日の2回にわたりドローンの農薬散布の実証実験が行われました。私も興味がありましたので参加をさせていただきました。その際に、ミカン農家の方とお話をする機会がございました。

ミカンの農薬散布は年に8回ぐらい、20アールの面積を散布するには2時間から3時間かかるので大変であることや、この夏の農薬散布作業は効率が悪く、時間がかかると言ってみました。そういった中で、今後農業を行っていく上で、ドローンの活用は必要な取組では

ないかと実感をいたしました。海津市には広大な農地があり、この農地を今後守っていくことが海津市の役目であると思います。高齢化や担い手不足など、たくさん問題があるとは思いますが、ぜひ農業者の味方になって、海津市の農業の発展につながるようこれからもしっかりとサポートをしていただきたいと要望いたします。農家の方も新たな助成制度を楽しみにしていることと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本武夫君） これで藤田敏彦君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（橋本武夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

次回は、12月15日午前9時に再開しますので、よろしく願いをいたします。御苦労さまでした。

（午前11時26分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和6年2月21日

議 長 橋 本 武 夫

署 名 議 員 伊 藤 久 恵

署 名 議 員 浅 井 まゆみ